

1-17. 那覇市議会報告会実施要綱

平成 25 年 3 月 22 日
議 長 決 裁

改正 平成 25 年 12 月 25 日 議長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号。以下「基本条例」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき実施する議会報告会(以下「報告会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(開催地区及び時期)

第 2 条 報告会は、年 1 回以上開催するものとする。

2 報告会は、原則として 1 回につき市内 4 地区(本庁、首里、真和志、小禄)で開催するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議会改革推進会議(以下「推進会議」という。)が特に必要があると認めるときは、開催する地区の数を変更することができる。

(報告等の内容)

第 3 条 報告及び市民との意見交換の内容は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 予算、決算等の審議状況
- (3) その他重要と思われる事項
- (4) 市政及び議会活動に関する意見交換

(班編成等)

第 4 条 報告会は班単位で実施する。

2 班は 10 人で構成し、4 班体制とする。

3 各班の構成議員は、所属常任委員会及び所属会派等を勘案し、推進会議において決定する。

4 班に代表者を置き、構成議員の互選により決定する。

5 前 4 項の規定にかかわらず、推進会議が特に必要があると認めるときは、別の方法により班編成等を行うことができる。

(会場及び日程)

第5条 各班が担当する地区、会場及び日程については、推進会議で協議し決定する。

2 前項の規定により決定した事項については、速やかに市議会のホームページへ掲載するとともに、その他適切な方法により、市民への周知を図るものとする。

(役割分担)

第6条 報告会における司会者、報告者及び記録者は、それぞれの班において決定する。なお、答弁は全員が行うものとする。

(資料)

第7条 報告会で配布する資料は、各班とも共通の資料とし、各班の代表者で協議の上、決定し準備するものとする。なお、追加の資料が必要と判断した場合には、各班で適宜準備するものとする。

(記録及び公表)

第8条 各班の代表者は、報告会終了後、文書による報告書を広報参画部会へ提出するものとする。

2 広報参画部会長は、各班の報告書を取りまとめ、推進会議へ報告する。

3 推進会議座長は、推進会議の議を経た上で、議長へ報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告書を市議会のホームページに速やかに掲載するとともに、なほ市議会だよりにおいて公表するものとする。

(執行機関に対する要望等の報告)

第9条 執行機関に対する要望等で重要なものについては、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。